

平成27年度
中間市総合教育会議
(第1回)

- | | | | |
|---------|------------------------|-------------|-------|
| 1 日 時 | 平成27年5月27日(水) 午前10時00分 | | |
| 2 場 所 | 市庁舎 本館 第一委員会室 | | |
| 3 出 席 者 | 松下市長 | 河本委員長 | 中尾委員 |
| | 左京委員 | 衛藤委員 | 増田教育長 |
| 4 事 務 局 | 藤崎総合政策部長 | 濱田教育部長 | |
| | 田中教育総務課長 | 片平学校教育課長 | |
| | 古賀生涯学習課長 | 江藤教育総務課総務係長 | |
| 5 傍 聴 人 | 3人 | | |
| 6 議事日程 | 別紙のとおり | | |
| 7 議事次第 | 別紙のとおり | | |

総合教育会議議事日程

平成27年5月27日（水）午前10時00分

- 1 開会
 - (1) 市長あいさつ
 - (2) 教育委員長あいさつ
 - (3) 自己紹介

- 2 議事
 - (1) 中間市総合教育会議の運営について
 - (2) 教育に関する大綱策定について
 - (3) その他

- 3 閉会

<配布資料>

- ・ 中間市総合教育会議構成員名簿
- ・ 中間市総合教育会議設置要綱（案）
- ・ 中間市教育大綱（案）

[開会時刻：午前10時00分]

濱田教育部長

では、定刻になりましたので、これより中間市総合教育会議を開催いたします。本日の司会進行を務めさせていただきます濱田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今日は、初めての総合教育会議ですので、今回の法改正の概要を事務局より説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されました。この改正法の概要といたしましては、第1に教育行政の責任を明確化するため、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くこととし、首長が議会同意を得て任命することとしています。また、新教育長の任期は3年とすることとしています。ただし、教育委員長と教育長の一本化には経過措置が設けられておりまして、現在の教育長の任期が満了するまでは、旧制度の教育長として在職するものとし、その間は、教育委員長が引き続き教育委員会を代表することとしています。

第2に、地方公共団体に首長と教育委員会が協議・調整する場として総合教育会議を置くこととしています。また、首長は、同会議において、教育委員会と協議して、教育に関する総合的な施策の大綱を策定することと、会議においては、大綱策定のほか、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策や児童、生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置などについて、協議・調整を行うこととしています。

第3に、教育長の事務執行に対する教育委員会のチェック機能を強化するため、教育委員が会議の招集を求める、教育長が委任された事務の執行状況を教育委員会に報告する、会議の議事録の作成と公表を努力義務とする、などの規定を設けています。

第4に、児童、生徒等の生命または身体の保護のため、国が教育委員会に指示ができる規定について、いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために指示できることを明確化しています。

これらにより、地方教育行政の権限と責任を明確にし、全国どこでも責任ある体制を築くことが可能となると考えられています。

本日の総合教育会議については、市長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進していくために設置したものであり、本日の会議では中間市総合教育会議の運営と中間市の教育に関する大綱策定について協議を行うものでございます。法改正の概要については以上でございます。

それでは、総合教育会議の開催にあたりまして、松下市長がご挨拶申し上げます。市長お願い申し上げます。

松下市長

今、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の概要の説明がございました。私自身も総合教育会議ってどんな会議なのかなって、まだしっかり理解はいたしておりませんが、勉強しながらやっていたかなければと思っております。

この会議は、児童、生徒たちに緊急を要する際の、適切な対応を早急にとるということを、市長部局も入って一緒にやりなさいということではないかと思えます。これまでは、政治が教育界に、あまり物を言ったらいけないという思いで、また専門家の先生方にですね、教育行政はお任せしていた部分があるのでございますが。今回、私も入ってどんどんやってくださいということだと思っております。

みなさん方と一緒にあって、よりよい教育の方向性を目指していきたいとそうように思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

濱田教育部長

ありがとうございました。

次に、教育委員会を代表いたしまして、河本教育委員長よりご挨拶お願いいたします。

河本委員長

遠賀川水源地ポンプ室の世界遺産登録決定に向けての期待も高まり、現在中間市の教育は、徐々にではございますが、学力など向上してきており、充実していることを実感いたしております。

そういった中、この度の安倍内閣の教育再生による、教育委員会制度の改革の一環としてあげられております総合教育会議を、本日第1回目として、開催することとなりました。松下市長には、去年の中学校への給食導入に続き、本年度は市内全小中学校へのエアコン設置など、日頃から様々な教育の取組みに対しまして、ご支援ご協力いただいておりますことに、まずは心より感謝申し上げます。

さて、この総合教育会議におきましては、政治的中立性を損なうものになるのではないかなど、世間からは様々な懸念の声も聞こえてきております。しかし、私どもといたしましては、この会議を直接、首長である松下市長と議論できる貴重な機会だと前向きに捉え、更なる中間市の教育向上のために、お互いの忌憚なき活発な意見交換による意義ある場になりますよう、努力していきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

そして、市の根幹ともいえる教育を向上させることにより、中間市が今後ますます発展しますことを、祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

濱田教育部長

ありがとうございました。

今回、第1回目の総合教育会議でございますので、教育委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

中尾委員から順によろしいでしょうか。

中尾委員

はい。中尾でございます。中間市の教育についてよりよいものとなりますようしっかりと議論してまいりたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

左京委員

教育委員の左京と申します。よろしくお願いいたします。

衛藤委員

教育委員の衛藤と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

増田教育長

教育長の増田でございます。市長をはじめ、議会の皆様方におかれましては厳しい財政状況の中ではございますが、毎年多大な教育関係予算をつけていただきまして本当にありがとうございます。教育、本当に頑張っていかなければならないと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

濱田教育部長

ありがとうございました。

これより、議事に入らせていただきます。議事は市長に進めていただきたいと思っております。市長、よろしくお願いいたします。

松下市長

それでは、資料に沿って進めさせていただきたいと思っております。まず、最初に第1といたしまして、中間市総合教育会議の運営について、事務局の方から説明をお願いいたします。

田中教育総務課長

はい、事務局の教育総務課、課長の田中です。よろしくお願いいたします。

それでは、中間市総合教育会議設置要綱案について、ご説明申し上げます。まず、第1条では、設置について、中間市総合教育会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項の規定に基づき、中間

市の教育に資するため、設置されるものであることと規定しております。

第2条では、所掌事務について。1つ目が中間市の教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定について、2つ目が中間市の教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策について。

3つ目に、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての3つを協議及び事務の調整等を行うものとしております。

第3条では、組織について。総合教育会議は、市長と教育委員会をもって構成するとしております。

第4条では、招集について。総合教育会議は、市長が招集し議長となるとしております。又、教育委員会が必要であると判断した場合には、市長に招集を求めることができるとしております。

第5条では、意見の聴取ということで、総合教育会議では必要に応じ、関係者又は学識経験を有する者から、意見を聴くことができるとしております。

第6条では、会議の公開について。総合教育会議は、公開としております。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、会議の公正が害されるおそれがあると認めるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開とすることができるとしております。

第7条では、傍聴について。総合教育会議は、傍聴する場合は、市長に申し出なければならないとし、傍聴の手続き等については、中間市教育委員会傍聴人規則を準用することと規定しております。

第8条では、総合教育会議の議事録の作成と公表について規定してありまして、会議の非公開とした部分を除いて中間市のホームページで公表することとしております。

第9条では、調整結果の尊重について。総合教育会議において、構成員の事務の調整が行われた事項については、その調整結果を尊重しなければならないとしております。

第10条では、事務局についてでございます。総合教育会議の事務局を教育総務課とし、その事務の内容について定めております。

第11条では、その他といたしまして。この要綱に定めのないもので、総合教育会議の運営に関し必要な事項については、総合教育会議で定めることとしております。以上、中間市総合教育会議設置要綱案の説明をさせていただきます。

松下市長	<p>ありがとうございました。</p> <p>今、運営について設置要綱等々の説明がございましたが、これにつきましては、何かご意見等々あれば、おっしゃってください。</p>
左京委員	<p>これは、5月今日から施行ということで、理解してよろしいのでしょうか。5月27日。</p>
田中教育総務課長	<p>はい。一応、今日皆様から、承認いただきまして。</p>
左京委員	<p>今日から施行ということですね。わかりました。</p>
松下市長	<p>この会議は、特段緊急的なことがあったときに開く事になるのかね。大きな事件事故等々があった時に開くのか、月に一度皆様方と意見交換するために開くことになるのか。</p>
田中教育総務課長	<p>会議は必要があれば開いていただいて構いませんが、教育に関する詳細のことまで話し合うのではなく、大きな重点的な施策について話し合うため、もっと協議が必要とする場合には、回数が増えても、特に構いません。</p>
増田教育長	<p>この総合教育会議は、だいたい年1回か2回を予定しておりまして、緊急の場合があれば、また招集するという形です。</p> <p>基本的に総合教育会議は、教育委員のみなさんと市長が、いろんな意見を交わせるように開催される会議であります。</p>
田中教育総務課長	<p>一応この中では、調整と協議という言葉がございまして、協議は、今おっしゃられたとおり、ここで話し合いになりますけれども、この会議の中で、皆さんの調整がついたものについて、その方向に向かってお互い調整結果を尊重して進めていくということになります。</p>
増田教育長	<p>この会議で、協議ができないこととしまして、法律で定められておりますことや教科書の採択に関すること、教職員の個別の人事とか、政治的中立性が高い事項については、ここでは協議すべきではないと位置づけられております。</p>
松下市長	<p>私自身、政治的なものを、教育界に持ち込むっていう思いはこれっぽっちもございません。専門家のみなさん方に、お任せする方がよいという思</p>

いがあるのでございます。

いじめ自殺等々、大きな事故があればですね、遺憾なく発揮しまして対応させていただきたいと思っております。

はい、別にご意見なければ、承認ということでよろしいですか。

全員

はい。

松下市長

それでは、設置要綱につきまして、ご承認いただいたものといたします。ありがとうございます。

続きまして、次の議事、教育に関する大綱策定について、事務局より説明をお願いいたします。

田中教育総務
課長

それでは、中間市教育大綱（案）についてご説明いたします。資料は、先程の教育会議設置要綱の次のページにつけております。

まず、大綱は地方公共団体の教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであります。市の最上位計画であります中間市総合計画と教育委員会で作成しております学校教育重点目標、社会教育重点目標との整合性を図り、策定したものを大綱（案）として提案させていただいております。

まず、基本理念でございます。次世代を担う教育の充実とし、サブタイトルとして、人を育むスポーツと文化の都市づくりとしております。これは、多様で変化の激しい社会を、生き抜く力を身につけるために、知力体力豊かな心を育む教育を推進しようとするものでございます。

基本方針として、3つ挙げております。

1つ目は、確かな学力を育成する個を生かす学校教育の充実とし、主な取組として、児童、生徒の学力定着・向上のため、小中連携や指導方法の工夫改善による個を活かす指導の充実。指導方法工夫改善教員や35人学級対応教員を活用した、少人数指導や習熟度別学習指導など個に応じた指導の推進。外国語指導助手や英語活動アドバイザーを活用した国際化の進展に対応した教育の推進。より良い学習環境をつくるため、教育機器導入や、施設整備を進めることによる学校教育の充実としております。

2つ目といたしまして、生きる力を養う豊かな心と健やかな体の育成といたしまして、主な取組みとして、児童、生徒の豊かな心を育成するため、道徳教育の充実、人権教育の推進によるいじめを生まない学校づくり。

児童、生徒の健やかな成長と人格の形成を目指す、家庭・地域と連携した生徒指導の充実。また、児童、生徒に対する理解を一層深めるため、ス

クールカウンセラーやスクールアドバイザーを活用した生徒指導体制の強化。児童、生徒の健やかな育成を目指した、健康教育、運動を通じて体力づくりの推進。食に対する関心を深め、望ましい食習慣を身に付ける食育の推進としております。

3つ目は、いきいきと楽しく、心ふれあう学びの社会の実現とし、主な取組みとして、子どもから大人までの学びの事業を積極的な実施による青少年の健やか育成や大人の生きがい作りの推進。大学等と連携し、身近にスポーツを楽しむことができる新たな環境づくりによる市民の健康とスポーツの普及・振興。明治日本の産業革命遺産のあるまちとして、郷土愛の醸成を図るとともに、貴重な史跡や文化財の継承を通じた地域活性化の推進としております。以上、中間市教育大綱（案）について説明を申し上げます。

松下市長

只今、説明ございました中間市教育大綱（案）について、何か皆様方のご意見があれば。

左京委員

議長、よろしいでしょうか。

まず、大綱策定における基本的なことについてですが、大綱とは教育の目標や施策の根本的な方針であり、大綱が対象とする期間は、法律上に規定はありませんが、首長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み4、5年程度のものとして、定めることを想定しています。

この事をふまえ提案されている大綱（案）を見てみますと、基本方針とその重点施策が混在しています。

根本となる教育方針や目標と、その施策は区分して、協議調整を行い、又大綱の対象となる期間も定める必要があると思いますが、どうでしょうか。

田中教育総務
課長

まず大綱の対象となる期間についてですが、4、5年程度ということで想定しております。選挙の時期等もございますので、場合によっては、2、3年でまた変更する必要がある場合もございます。

左京委員

そうですね。

田中教育総務
課長

そのときは、また、総合教育会議にかけまして変更等の了解をしていたくような形になると考えております。

左京委員 そうすると、この提案された教育大綱についても、単年度単年度ではなく、複数年を計画期間として、想定されているということですかね。

田中教育総務
課長

左京委員 それでは、今申しましたように、たしかにそういったことで複数年を対象としていること、市長の任期ということを含めた複数年を想定したところで、大綱を策定するのであれば、なおさら重点施策については、年度毎に継続するものや、単年度で終わるものもあるかと思います。

 例えばですね、提案された大綱の中で定めてあります、確かな学力を育成する個を活かす学校教育のよりよい学習づくりのため、教育機器導入、空調設置、トイレ改修などの施設整備などを進め、学校教育の充実を図りますとあります。

 この分については学校施設の整備に関する施策であり、大綱策定としては、別に区分して協議調整する事項だというふうに思います。

松下市長 具体的な個別な案件については、大綱にいれるべきではないということ

 で。

左京委員 そういうことではないでしょうか。

松下市長 まったく基本的なことだけを書けばいいという話になると思います。ここで決めたことは、しっかり予算措置してくださいよっていう、そういうふうな流れであり、これまで教育委員さんたちで決めても、中間市では無理ですという話になるのですが、そこまでここで協議するかどうかはわかりませんが、一つの方向性として、市長が入る以上は、予算的なことも含めて、協議したらどうかっていうことと思います。

 私が入ることによって、いろんな施策だって具体的に成るとい意味合いもあるんじゃないかと思います。

 今回の大綱にエアコン導入という文言が入っていたら、2年後には、導入完了しておりますので、当然1年毎に大綱見直しを行い、外すということになるのではないかと。

 さらに、こういうことを、大綱の中に入れていいものかということで、細かいところまで必要ないのでは、そういうことですね。

左京委員 そういうことです。

松下市長 まあ、「教育環境整備をします」という、大きな文言で記載しては、どうかという話ですかね。

田中教育総務
課長 わかりました。空調とかトイレ改修とかいう文言は削って、施設整備を進めるというふうな繋がりで変更いたします。

左京委員 ただ、具体的な施策についても、当然この場で論じるようになっていきます。重点的に講ずべき施策の協議ということが挙がっていますので、その分はですね、大綱では複数年を想定して策定し、今言いましたような形で策定し、その具体的な講ずべき施策の協議、この場で当然するわけですから、その分については、それに伴う具体的な施策として、この場で協議させていただき、その大綱と併せてですね、重点施策というものをですね、公表すればですね、市民の方々により抽象的な表現じゃなく、より詳しい中間市の教育の方向性が、わかりやすく市民の方々に理解してもらえるのではないかと思いますよね。

 ですから大綱とは別に、平成27年重点施策として2段構えで協議してはどうかと思います。重点施策は当然、単年度で検討し、大綱については複数年で想定する。大綱に基づいた重点施策については、毎年度ここで協議させていただくという形の方がわかりやすいのではないかなと思うんですがどうでしょうか。

 それと、併せて言わせてもらうなら、教育委員会が、本市の教育の目標や根本的な方針について毎年3月に翌年度の学校教育重点目標や社会教育重点目標を策定していますよね。

 そして、毎年その重点目標として掲げている項目があって、本日提案されている大綱の中には、基本指針として示されていない目標があります。

 それは、学校教育においては、特別支援教育の推進、地域に開かれた信頼される学校づくりの2項目です。

 市内小中学校すべてに、特別支援学級は設置され、中間中以外は2クラス以上複数設置されており、特別支援教育の一層の充実を図ることは、大変重要な課題となっています。

 また、地域と連携したですね、防災教育の取組みなど地域に開かれた学校づくりも大切な目標だと思います。

 それと社会教育においても、基本方針に生涯学習推進を掲げているので、そのあたりを付け加えたらよいのではないかと思います。これらのことは、3つの基本方針の中の重点目標に加えるように検討していただけたらよいのではないかとこのように考えております。

例年ずっと、重点的に掲げている学校教育の目標がありますので、その分については、やはり網羅すべきではないかというふうに考えます。

増田教育長

教育の目標につきましても、教育委員会で毎年策定しておりますから、それを全部入れていたら、大綱が詳細なものになってきます。

だから、大きな目標を大綱として提案しておりますので、もしその要望がありましたら、大綱の中にその部分を少しずつ入れてもいいですけど、あまり入れすぎてもですね。

左京委員

私が言いますのは、あくまで基本方針の中に、それを踏み込んだらどうかということです。

例えば、35人学級とか色々あります、それは施策であります。ただ、特別支援教育等については、これは本市のやはり基本となる教育方針と捉えてもいいのではないかと思います。そういったところで、提案させてもらいました。

松下市長

それは、大いに市民に対してPRできる部分ですね。どんどんバックアップしていただきたいなという思いが非常にあります。

増田教育長

ご意見もいただきましたことから、基本方針を少し教育目標からも引き出しながら、今のご意見を参酌して検討してはと思います。

左京委員

基本的に、この文面の方向性・目標については、なんら問題はないのですけれども、重点施策と基本方針について、教育委員会として何年も重点目標として、具体的な実行施策ではないです。

重点目標として、特別支援教育とか、学校開放、開かれた学校について、5項目の中の1つで挙げられておりますので、そこら辺についても、1つ基本方針として、その方向性については挙げるべきではないかということでご提案させてもらっているわけです。

衛藤委員

市長や教育長がおっしゃっている大綱とは、あくまでも、大きな目標だろうと思うんですね。

左京委員がおっしゃっているのは、重点目標というのは、具体的にどうこれから教育活動を進めていくかという問題がこの中に入っているけど、足りない部分があるというふうにおっしゃっているわけです。

つまり大綱と具体的な内容が一緒に混在しているわけで、教育委員会だ

けに関連する大綱を考えるのではなくて、市長が入られた意味の大綱っていうのがあると思いますから、もう一度そこを協議し直して、整理をした方がいいのではないかと思います。

増田教育長

総合教育会議は、本年4月から始まりまして、福岡県内の市町村でも10か所くらいで、すでに開催されており、今回の開催にあたっていろいろと情報収集をしてきました。

会議の在り方については、ガチッと決めてチャンシャンと進めていくところもあれば、ざっくばらんに話をし、方向性を徐々に決めていくところもございます。

次の会議開催は、事務局にて10月くらいに予定しているんですかね。それぐらいまでにご意見をいただいて、大綱を少しずつ固めていくような形ではどうでしょうか。

松下市長

次の会議は、10月ではちょっと遅いのではないかな。今回お出しいただいたご意見と、また新たに教育委員会を開いていただいて出たご意見などを集約して、議会が終わったくらいに開催してはどうでしょうか。

増田教育長

議会が終わった後くらい、また計画させてもらいます。

松下市長

ほかにご意見があればどうぞ。

基本方針などはもう、他市町村とあまり変わらないと思うが、やっぱり、それぞれによって違うのかな。35人学級にしてないところもあるしね。

去年は、中学校の給食をしましたしね。

左京委員

それとですね、特別支援学級の中で、特別支援教育支援員を市単費で配置していただいております、そういったことも施策の中におり込むことが必要ではないかと思います。一応、基本目標にあげて、その重点的な施策として、そういった特別支援教育支援員の効果的な活用について、校内研修の深化充実を図りますということも、1項目施策の中に入れてたかどうかと思います。

松下市長

貴重なご意見ありがとうございます。再度検討いたしまして、新たな大綱の案を次の会議でお諮りしたいと思います。

濱田教育部長

それでは、活発なご議論をいただきましてありがとうございました。次

回の会議の日程につきましては、議会終了後、また皆様にお知らせしたいと思っております。それでは、これをもちまして、平成27年度 中間市総合教育会議を閉会いたします。どうもありがとうございました。

各委員

ありがとうございました。

[閉会時刻：午前10時45分]